

新型コロナウイルスに関する人権相談窓口

藤岡市人権相談

市では法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が人権相談を受け付けています。新型コロナウイルスの感染者・濃厚接触者・医療従事者などで不当な偏見・差別などの被害に遭った場合は相談してください。

日時・場所 広報ふじおか毎月15日号か市ホームページを確認してください

問い合わせ 地域づくり課(☎@2211)

法務省人権相談

法務省人権擁護局では電話・インターネットでの人権相談を受け付けています。詳しくは人権擁護局ホームページを確認してください。

人権擁護局ホームページ(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html>)

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

子どもの人権110番 ☎0120-007-110

外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911

新型コロナウイルス感染症かなと思ったときの相談窓口

発熱やせきなどの症状がある人は、まずはかかりつけ医に相談してください。かかりつけ医がない人やかかりつけ医から紹介された人は開設日時を確認し、市や県のコールセンターに相談してください。

1 かかりつけ医がいる人はかかりつけ医に電話で相談

2 かかりつけ医がない人とかかりつけ医から紹介された人は市・県のコールセンターへ

藤岡市新型コロナ健康相談コールセンター

電話番号 ☎080-5877-5884

開設日時 平日の午前9時～午後5時

群馬県新型コロナウイルス感染症コールセンター

電話番号 ☎0570-082-820

開設日時 平日・休日の午前9時～午後9時

新型コロナウイルスに感染しない・させないために

長引く新型コロナウイルス感染症の流行の中では感染拡大と経済活動を両立することが大切です。新型コロナウイルスに感染しない・感染させないためには、私たち一人一人がこれまでの生活様式から「新しい生活様式」に切り替える必要があります。



密閉・密集・密接を避け
安全な距離を保つ

こまめに手を洗う

室内換気を行う

せきエチケットを守る

接触確認アプリを
インストールする

新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)のご案内

厚生労働省が公式提供する、新型コロナウイルス陽性登録した人との接触をお知らせするアプリです。利用者が増えるほど感染抑制効果が高くなるので協力をお願いします。

iPhoneの人はこちら



Andoroidの人はこちら



新型コロナウイルスと人権 不安による差別や偏見をなくそう

問い合わせ 健康づくり課(☎@1211・内線2409)

新型コロナウイルス“3つの感染症”

■第1の感染症「病気そのもの」

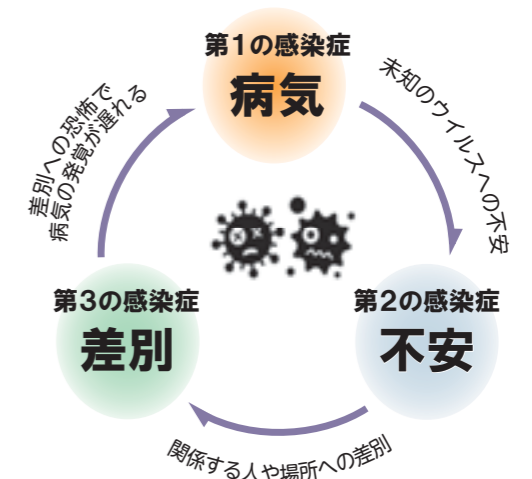
このウイルスは感染者との接触でうつることが分かっています。

■第2の感染症「病気に対する不安・恐れ」

新型コロナウイルスはまだまだ分からないことの多いウイルスです。私たち人間は分からないものに対面したとき、不安や恐れを抱くことがあります。

■第3の感染症「差別や偏見」

私たちは不安や恐れを感じたとき、その原因を日常生活から遠ざけようとする本能が働くと、病気そのものより次のような関係する人・場所に対する差別や偏見に置き換わってしまうことがあります。



- 感染者・濃厚接触者・医療従事者といった人
 - その人がいる地域や会社・学校
- その結果、差別などの恐怖で病気が発覚することを恐れ、医療機関の受診をためらう人が増え病気の拡大を招いてしまいます。

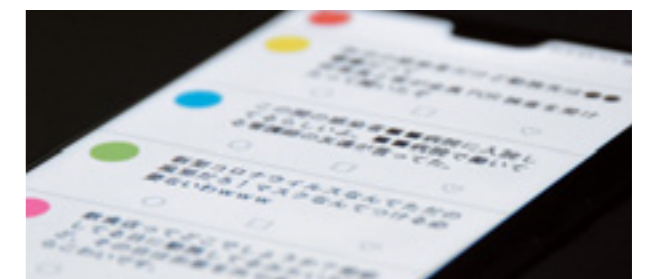
正しい情報で差別・偏見をなくそう

うわさ話やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、インターネットなどには誤った情報や不安・恐れをあおる情報が紛れています。それらの情報に惑わされて感染者・濃厚接触者・医療従事者などに差別的な言動をしたり、嫌がらせをすることは絶対にしてはいけません。

市や県など公的機関では、感染者情報をプライバシーに十分配慮した上で公表しています。差別的な言動に同調しないよう、公的機関が発表する正しい情報を確認することで、正しい対策・正しい予防を心掛けましょう。

新型コロナウイルス感染症情報

(https://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenko/426-shin-korona.html)



児童・生徒のみなさんに 守ってほしいこと

新型コロナウイルスは気を付けていても誰が感染するかわかりません。

- からかったり、悪口を言うことはやめましょう
- 感染した人が治ったら優しく迎えましょう

また、不安な時には一人で悩まずに、家族や友達、学校の先生に相談しましょう。